

特定非営利活動法人を解散する場合の手続きについて

解散をする場合には、解散の事由に応じて、それぞれの流れにより手続きを行うことになります。

【解散の事由】

- ① 社員総会で「解散」を決議した場合
- ② 定款で定めた解散事由が生じた場合
- ③ 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能の場合（見込みが全くなかった場合）
- ④ 社員の欠乏の場合（社員が1人もいなくなった場合）
- ⑤ 他の特定非営利活動法人と合併した場合 ⑤合併を参照
- ⑥ 支払が不能となった又は債務超過により破産手続開始の決定を受けた場合 ⑥破産を参照
- ⑦ 法の違反により、所轄庁から認証を取り消された場合

（事業報告書を3年間未提出、所轄庁からの改善命令に従わない場合など）

解散総会の開催・解散の認定申請

【①の場合】

■ 社員総会（解散総会）の開催

【解散総会で議決する事項】

※前提として、法人の定款に記載されている「解散」に関する規定に基づく。

- 社員総数の3/4以上の議決による「解散」の承認（但し、議決数の割合は定款の定めによる）
- 残余財産の譲渡先の議決
- 清算人を選任

【③ 事業の成功の不能の場合】

■ 所管窓口へ次の書類を申請

（※）H23.4.1～いわき市、白河市、二本松市、会津坂下町、会津美里町に事務の権限を移譲している。

この市町にのみ事務所を構える法人については、それぞれの市町へ書類を提出することとなる。連絡先等は6ページを参照。

解散認定申請書（様式第10号）

- ・ 特定非営利活動に係る事業の成功の不能の事由を証する書面を添付
（例）事業の成功が見込めないことを確認し、解散を決定した会議の議事録等

- 所管窓口が解散を認定

↓
法人あて認定を通知

NPO法人の解散

（②・④の解散事由が発生した場合は、その時点で解散となる）

清算人就任

1 清算人の就任

- 原則として理事が就任。定款に別段の定めがあるとき又は総会の決議等において、理事以外の者の選任も可能。

登記

2 法務局で「解散」及び「清算人」を登記

- 清算人に就職した者は、主たる事務所の所在地においては2週間以内、従たる事務所においては3週間以内に、法務局において「清算人の就職」及び「解散」を登記する。
- 解散及び清算人を登記した後「登記事項証明書」を1通取得する。（次の3において、届出添付書類として必要）

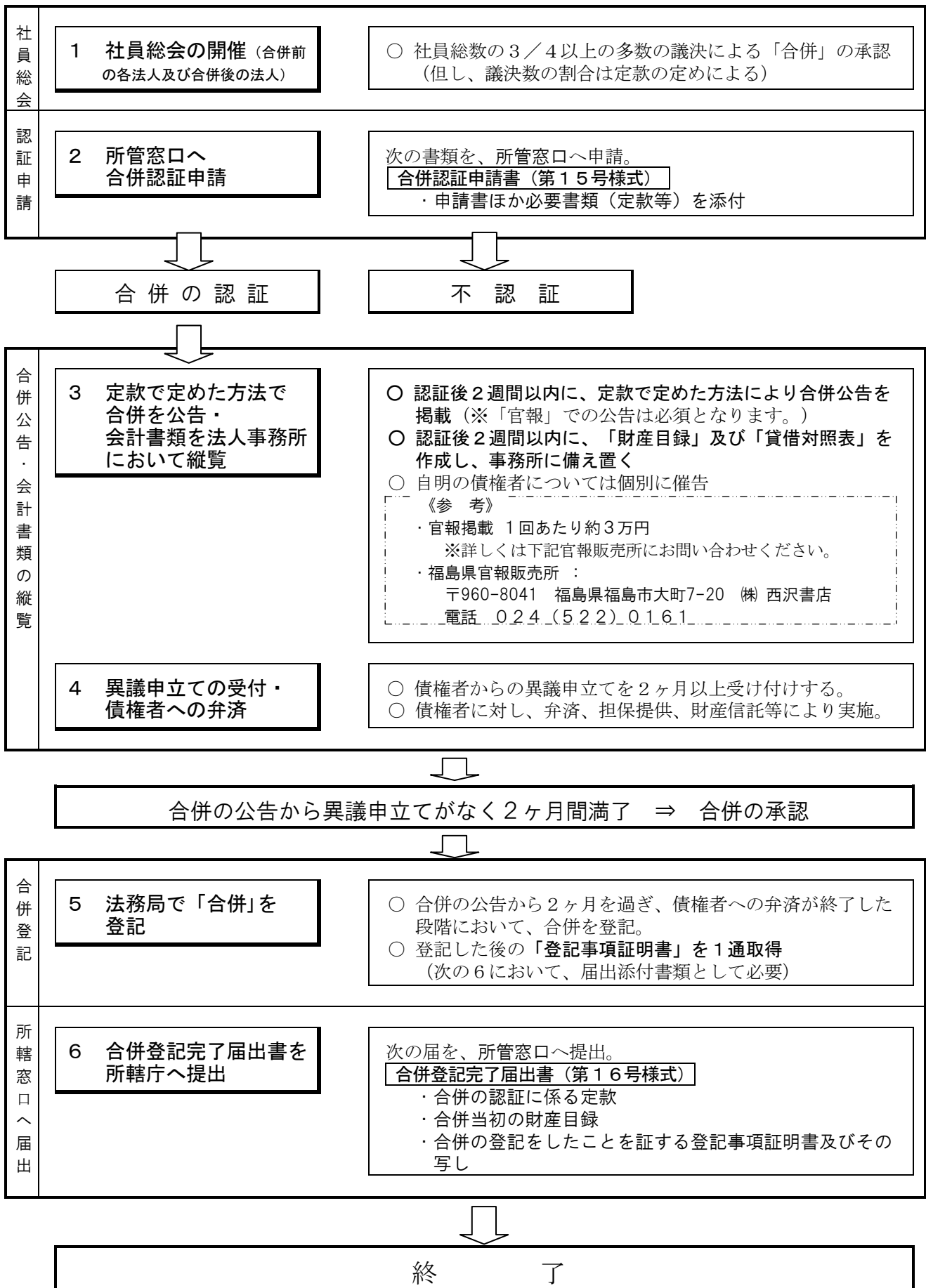
所轄庁へ届出	3 所管窓口への届出	<p>次の届を、所管窓口へ提出。 解散届出書（様式第11号） ・解散と清算人を登記したことを証する登記事項証明書を添付</p>
ほか届出	4 関係官公署への届出	<p>○ 法人解散に伴い、税務署、地方振興局県税部、市町村税務担当部局等へ届出が必要となる場合があります。 （必要となる届出書類等は個別に確認願います）</p>
解散の公告	5 定款で定めた方法で解散を公告 （債権者の保護が目的）	<p>○ <u>清算人就職の日から2ヶ月以内に1回、解散公告を掲載</u> （H18民法改正により「官報」の公告は必須となります。）</p> <p>○ 自明の債権者については個別に催告</p> <p>《参考》 ・官報掲載 1回あたり約3万円 ※詳しくは下記官報販売所にお問い合わせください。 ・福島県官報販売所： 〒960-8041 福島県福島市大町7-20 (株) 西沢書店 電話 024(522)0161</p>
清算・結了	6 清算	<p>○ 全ての資産を現金化するか代物返済等により債権者へ返済 ○ 債務者に対しては、債権回収を実施</p> <p>※この時点で債務超過（資産<債務）となったときは、「⑥ 破産（破産手続開始の決定）」の手続きに移行 ※清算の途中で清算人が交代した場合は、次の届を所管窓口へ提出。 清算人就任届出書（様式第12号） ・清算人を登記したことを証する登記事項証明書を添付</p>
税務申告等	8 税務申告と納付	<p>○ 解散法人が収益事業を行っていた場合は、清算財産に対して、法人税、法人県民税・市町村民税等が賦課されることもありますので、申告納付が必要となる場合があります。 （個別に確認願います）</p>

<p>残余財産の譲渡</p>	<p>9 残余財産の譲渡</p>	<p>○ 残余財産がある場合は、定款の定め、又は解散総会で定めた譲渡先とした法人・団体等へ譲渡</p> <p>【譲渡先が決まっていない場合】</p> <p>○ 所管窓口の認証を得て「国」又は「地方公共団体」へ譲渡する扱いとなる。</p> <p>残余財産譲渡認証申請書（様式第13号） を所管窓口へ申請</p> <p>○ 所管窓口が譲渡先を認証 ⇒ 認証通知を法人に郵送</p> <p>○ 「国」又は「地方公共団体」へ残余財産を譲渡</p> <p>※ なお、上記以外は全て国へ譲渡となる。</p>
<p>結了登記</p>	<p>10 法務局で「清算結了」を登記</p>	<p>清算結了を登記した後の「登記事項証明書」を1通取得 （次の11において、届出添付書類として必要）</p>
<p>所轄庁へ届出</p>	<p>11 清算結了届出書を提出</p>	<p>次の届を、所管窓口へ提出。</p> <p>清算結了届出書（様式第14号）</p> <p>・ 清算結了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付</p>



終 了

【⑤ 合併の場合】



【⑥ 破産（破産手続開始の決定）の場合】

破産の場合、破産法に基づき、解散前若しくは解散後に次のとおりの事務処理を行うこととなりますが詳細については、裁判所で確認してください。

なお、破産の場合は、基本的に裁判所の管轄となりますが、NPO法人の所管窓口に対して「解散届出書（第11号様式）」・「清算終了届出書（第14号様式）」の提出が必要となります。

申立て・破産手続開始の決定	1 破産手続開始の申立て	裁判所に対して、理事や債権者が申立てを行う。 なお、清算の段階で判明した場合は清算人が申立てを行う。
	2 財産の保全処分	
	3 破産手続開始の決定	裁判所が決定
	4 破産管財人の選任	裁判所が決定
解散届の提出	5 NPO法人所管窓口への届出	次の書類を所管窓口へ提出。 解散届出書（第11号様式） ・解散及び清算人（破産管財人）を登記したことを証する登記事項証明書を添付
破産事務作業・終結	6 破産事務作業	破産債権の届出、調査、債権確定のための裁判手続き等を破産管財人が実施 ※清算人（破産管財人）が変更した場合は、所管窓口へ 清算人就任届出書（第12号様式） を提出。 ・清算人を登記したことを証する登記事項証明書を添付
	7 配当	破産管財人が債務者の総財産を換価し、債権者に公平に分配を実施
	8 破産手続終結の決定	破産管財人が債務者の総財産を換価し、債権者に公平に分配を実施
終了届の提出	9 NPO法人所管窓口への届出	この時点で、次の書類を所管窓口へ提出。 清算終了届出書（第14号様式） ・清算が終了したことを証する登記事項証明書を添付

所管窓口及び問い合わせ先

平成 24 年 4 月 1 日現在

NPO 法人の事務所の所在地	窓 口	連絡先
いわき市のみに事務所を置く法人	いわき市市民協働課	電話：0246-22-7414 F A X：0246-22-7609
白河市のみに事務所を置く法人	白河市企画政策課	電話：0248-22-1111 F A X：0248-24-1844
二本松市のみに事務所を置く法人	二本松市企画財政課	電話：0243-55-5090 F A X：0243-22-7023
会津坂下町のみに事務所を置く法人	会津坂下町政策企画班	電話：0242-84-1504 F A X：0242-83-1361
会津美里町のみに事務所を置く法人	会津美里町 まちづくり政策課	電話：0242-55-1171 F A X：0242-55-1139
上記 5 市町以外の市町村に 事務所を置く法人	福島県文化振興課	電話：024-521-7179 F A X：024-521-5677
福島県内で 2 以上の市町村に事務所 を置く法人		
福島県内に主たる事務所を置き、他 の都道府県にも事務所を置く法人		

※各種様式については、下記ホームページに掲載していますので、ダウンロードして
使用してください。

福島県ボランティア・NPOのページ <http://www.pref.fukushima.jp/npo/>